

平成 2 1 年度 主要税制改正項目の概要

平成 2 1 年 1 月



問い合わせ先：
社会保障担当参事官室 政策第二係
山田章平、佐野耕作
(代) 03-5253-1111 (内線7693)
労働政策担当参事官室 企画第二係
田平浩二、亀井遵児
(代) 03-5253-1111 (内線7991)

平成21年度 主要税制改正項目（目次）

第1 健康な生活と安心で質の高い医療の確保等のための施策の推進

- 社会医療法人が救急医療等確保事業の用に供する病院及び診療所に係る非課税措置の創設…………… 2
- 医療関係者の養成所に係る非課税措置の創設…………… 3
- 医療用機器等の特別償却制度の適用期限の延長…………… 4
- 新型インフルエンザ対策に係る医療提供体制整備促進税制の創設…………… 5

第2 働く意欲を有するすべての人たちの就業の実現

- 障害者を多数雇用する事業所に係る特例措置の延長…………… 6

第3 安定した雇用・生活の実現と安心・納得して働くことのできる環境整備

第4 高齢者等が生き生きと安心して暮らせる福祉社会の実現と少子化対策の推進

- 確定拠出年金関連の税制…………… 7
- 療養病床の転換に係る特別償却制度の適用期限の延長…………… 9
- 生命保険料控除の改組…………… 10
- 高齢者等の住居に係る税制上の優遇措置…………… 11

第5 障害者の自立支援の推進

- パラリンピックメダリストに対する報奨金に係る非課税措置の創設…………… 12

第6 各種施策の推進

- 生活衛生関係営業関連の税制…………… 13
- 海外子会社利益の国内還流のための国際租税改革…………… 14

社会医療法人が救急医療等確保事業の用に供する病院及び診療所に係る非課税措置の創設（固定資産税等）

内容

地域の救急医療、へき地医療、産科・小児科医療などを守るため、都道府県の医療計画に基づき特に地域で必要な医療の提供を担う社会医療法人について、救急医療等確保事業（救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児救急医療）を行う病院及び診療所に係る固定資産税等の非課税措置を創設する。

〔固定資産税、都市計画税、不動産取得税〕

社会医療法人

救急医療



周産期医療



小児救急医療



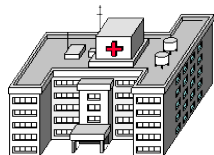
災害医療



へき地医療



その他の病院



その他の診療所



救急医療等確保事業を行う病院及び診療所

【平成21年度改正案：病院及び診療所全体を非課税】

救急医療等確保事業を行わない病院及び診療所

【従前どおりの取扱い：課税】

※ 救急医療等確保事業を行っている病院及び診療所については、有料駐車場等を除き、病院及び診療所全体を非課税。救急医療等確保事業を行っていない病院及び診療所は非課税措置の対象とならない。

医療関係者の養成所に係る非課税措置の創設（固定資産税、都市計画税、不動産取得税）

内容

看護師等の医療関係者を確実に養成するため、医療関係者の養成所について、固定資産税、都市計画税、不動産取得税の非課税措置を創設する。

社団法人・財団法人

平成20年12月1日
（新公益法人制度施行）

平成25年11月30日

民法第34条に基づく
社団・財団法人が設置する養成所

移行期間
特例民法法人が設置する養成所

公益社団・財団法人が設置する養成所

非課税

一般社団・財団法人が設置する養成所

非営利型法人(注)
課税

課税

非課税

非課税

非課税

注) 非営利型法人・・・

- ・剰余金の配分を行わない旨を定款で定めていること
- ・解散時の残余財産を公益社団・財団法人等に帰属させる旨を定款で定めていること
- ・理事及びその親族等である理事の合計数が理事の総数の3分の1以下であること
- ・上記の要件にある定款の定めを違反した行為を行っていないこと 等

医療法人

・社会医療法人の養成所

課税

・特定医療法人の養成所

非課税

非課税

注) 医療関係者・・・

助産師、看護師、准看護師、歯科技工士、
歯科衛生士、臨床検査技師、理学療法士、
作業療法士

※この他にも、社会福祉法人、(独)労働者健康福祉機構、健康保険組合及びその連合会、国家公務員共済組合及びその連合会が設置する医療関係者の養成所についても同様の非課税措置が講じられた。

内容

下記3項目の特例措置について、一部見直しを行った上で、適用期間を2年間延長する。
これらの医療用機器等を取得等した場合、本特例措置により特別償却を行うことが可能。

①高額な医療用機器等

医療保健業を営む個人又は法人が、取得価格500万円以上の医療用機器等を取得した場合に、取得価格の14%の特別償却を認める特例措置については、見直し(*)を行った上で、その適用期間を2年間延長。
(～平成23年3月31日)

(*)対象となる機器等を取得価格500万円以上の「高度な医療の提供に資するもの又は承認等を受けてから2年以内のもの」(注1)に見直し。



②医療安全に資する医療用機器等

医療安全に資する医療機器等(*) (注2)を取得した場合に、取得価格の20%の特別償却を認める特例措置について、その適用期間を2年間延長。
(～平成23年3月31日)

(*)
人工呼吸器(警報機能付き)、シリンジポンプ(警報機能付き)、生体情報モニタ(人工呼吸器との同時設置に限る)、生体情報モニタ連動ナースコール制御機(警報情報表示機能付き)、自動錠剤分包機、注射薬自動払出機、医療情報読取照合装置、調剤誤認防止装置、分娩監視装置、特殊寝台(高さ調整機能付き)

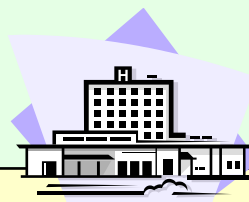


③平成12年医療法改正による改正後の構造設備基準に適合した病院等への建替え

平成12年医療法改正による改正後の構造設備基準に適合した病院・有床診療所への建て替えを行った場合の建物について、基準取得価格(取得価格の1/2)の15%の特別償却を認める特例措置については、見直し(*)を行った上で、その適用期間を2年間延長。

(～平成23年3月31日)

(*)対象となる病院用建物の要件である「医療の提供体制の整備に資するため」の基準を見直し。



注1、2)対象となる機器等の詳細については、下記URLの告示を参照。

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/1004G210331248.pdf>

内容

簡易陰圧装置を取得した医療機関について特別償却（100分の20）を認める。（～平成23年3月31日）

概要

●最大1日10万1千人の入院患者が見込まれる医療体制確保のための医療用機器の整備



医療用機器の整備

・感染症指定医療機関及び協力医療機関における簡易陰圧装置（注3）の取得促進

1 簡易陰圧装置とは

病院において、感染症の2次感染のリスクを低減させるためには、病原菌などが外に漏れないよう、気圧を低くした病室である「陰圧室」の設置が有効である。

しかしながら、陰圧室の設置には大規模な改築が必要となり、多大なコストがかかることとなる。

簡易陰圧装置は、一般病室に装置を据えて簡易的なダクト工事をするだけで、陰圧室に変えることが可能とする装置である。

2 導入コスト

約200万円（設置費用含む）



必要性

- 近年、東南アジアを中心に鳥インフルエンザが鳥から人へ感染する事例が増加。この鳥インフルエンザ（H5N1）が人から人へ感染する形に変異し、新型インフルエンザとして世界的に流行することが危惧されている。
- 新型インフルエンザが発生した場合、1日の入院患者が最大10万1千人が見込まれるなど、現在の医療体制では十分な対応ができないため、早急に医療提供体制を整備する必要がある。

・第169国会において、感染症法及び検疫法改正（平成20年5月2日公布、平成20年5月12日施行）

・同国会において、附帯決議

・平成20年6月20日、与党鳥由来新型インフルエンザ対策に関するプロジェクトチームより提言「鳥由来新型インフルエンザ対策の推進について」

注3) 対象となる機器等の詳細については、下記URLの告示を参照。

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/1004G210331248.pdf>

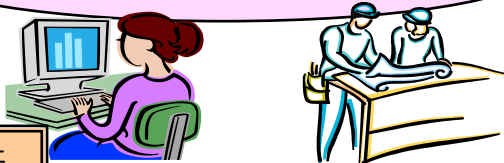
障害者を多数雇用する事業所に係る特例措置の延長（所得税、法人税、固定資産税、不動産取得税等）

内容

①及び②について、**適用期間を2年間延長する。**（～平成23年3月31日）

①障害者を多数雇用する場合の機械等の割増償却制度（所得税、法人税等）

障害者を多数雇用する事業所



要件

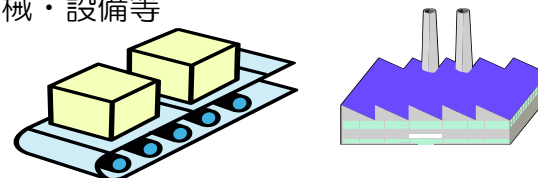
障害者雇用割合（※1）が50%又は25%以上かつ20人（※1）以上障害者を雇用

普通償却費
+
普通償却限度額の24%
（工場用建物及び施設は32%）

割増償却

減価償却資産

減価償却を行う年又はその前5年以内の各年において取得、製作、建設した機械・設備等



②固定資産税の課税標準の特例及び不動産取得税の減額措置（固定資産税、不動産取得税）

障害者を多数雇用する事業所

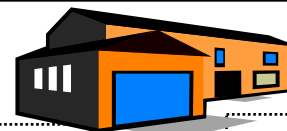
要件

- ①障害者雇用割合（※1）が50%又は25%以上かつ20人（※1）以上障害者を雇用
- ②重度障害者多数雇用事業所助成金（※2）を用いて事業用施設（作業用に限る）を取得

減税特例

不動産取得税

平成23年3月31日までの間に取得し、引き続き3年以上事業の用に供する事業用施設について、**当該税額から取得価額の1/10に相当する額に税率を乗じて得た額を減額。**



固定資産税

平成23年3月31日までの間に取得した事業用家屋（取得から当初5年度分に限る）について、**課税標準となるべき価額の1/6に障害者雇用割合及び税率を乗じた額を減額。**

※1 短時間労働者を除く重度障害者は1人を2人として、精神障害者である短時間労働者は1人を0.5人として計算。

※2 重度身体障害者、知的障害者又は精神障害者を多数雇い入れるか現に雇用する事業主で、当該障害者のために事業施設等の設置又は整備を行う場合に、その費用の一部を助成するもの。

内容

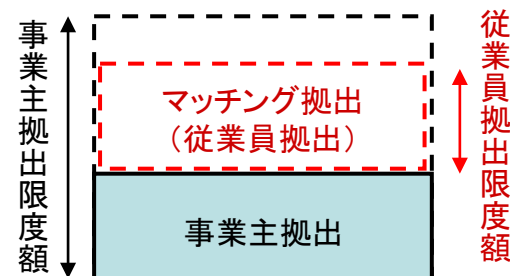
平成21年度与党税制改正大綱において、マッチング拠出の導入（全額所得控除）と拠出限度額の引上げは認められた。個人型確定拠出年金の加入対象者の見直しについては、検討事項とされた。

① 企業型確定拠出年金における個人拠出（マッチング拠出）の導入に係る掛金の所得控除の適用

要望内容

現在、企業型確定拠出年金については、個人拠出が認められていないが、現行の拠出限度額（他の企業年金なし：4.6万円、他の企業年金あり：2.3万円）の枠内、かつ、事業主の掛金を超えない範囲で、個人拠出を認め、これを所得控除（小規模企業共済等掛金控除）の対象とする。

事業主拠出額の低い中小企業に勤める従業員の個人積増が可能。
（大企業との格差是正）



与党税制改正大綱における記載

企業型確定拠出年金に導入される個人拠出（いわゆるマッチング拠出）の掛金は、その全額を所得控除の対象とする。

② 確定拠出年金の拠出限度額の引上げ

要望内容

企業型及び個人型の拠出限度額を老後の所得保障を担うために必要な所要の額まで引上げる。

➡ 年功序列賃金に連動した掛金設定により掛金が低くなっている若年者の掛金の引上げを目指し、**老後の所得保障として必要な額を確保。**

与党税制改正大綱における記載

確定拠出年金の拠出限度額について、次のとおり引き上げる。

① 企業型

	(現行)		(改正案)
イ 他の企業年金がない場合	月額 4.6万円	➡	月額 5.1万円
ロ 他の企業年金がある場合	月額 2.3万円	➡	月額 2.55万円

② 個人型

	(現行)		(改正案)
企業年金がない場合	月額 1.8万円	➡	月額 2.3万円

③ 個人型確定拠出年金の加入対象者の見直しに係る掛金の所得控除の適用

要望内容

確定給付型の企業年金のみを実施し企業型確定拠出年金を実施していない企業の従業員についても、個人型確定拠出年金の加入を認める。

➡ ・確定給付型の企業年金のみを実施する企業は掛金が低い傾向にあるが、この改正により、自助努力による確定拠出年金の上乗せが可能。**(他のサラリーマンとの格差是正)**
・企業型確定拠出年金を実施する企業から確定給付型の企業年金のみを実施する企業へ転職した場合における、**確定拠出年金のポータビリティ性の確保。**

与党税制改正大綱における記載

個人型確定拠出年金の対象者のあり方についても、引き続き検討を行う。

療養病床の転換に係る特別償却制度の適用期限の延長 (法人税、法人住民税、事業税)

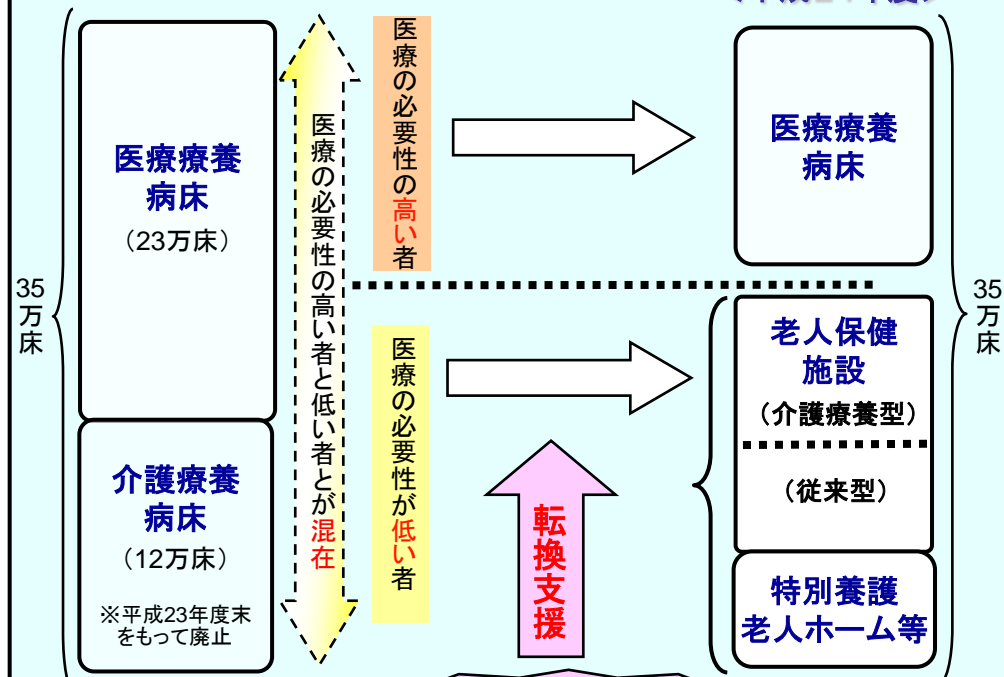
療養病床の転換を支援するため、療養病床の転換に係る特別償却制度(※)の適用期間を2年間延長する。(～平成23年3月31日)

※ 療養病床を老人保健施設等に転換するための改修等を行った場合に、当該年度の法人税について、基準取得価格(取得価額の50%)の15%の特別償却を行うことができる制度

療養病床の再編成と支援のスキーム

※ 療養病床の再編成とは、医療の必要性に応じた機能分担を推進することにより、「①利用者の実態に即したサービスの提供」、「②人材の効率的な活用」、「③医療・介護の総費用の減少」を図ることを目指すもの。

＜平成24年度＞



(注) 病床数は平成18年10月現在の数値。

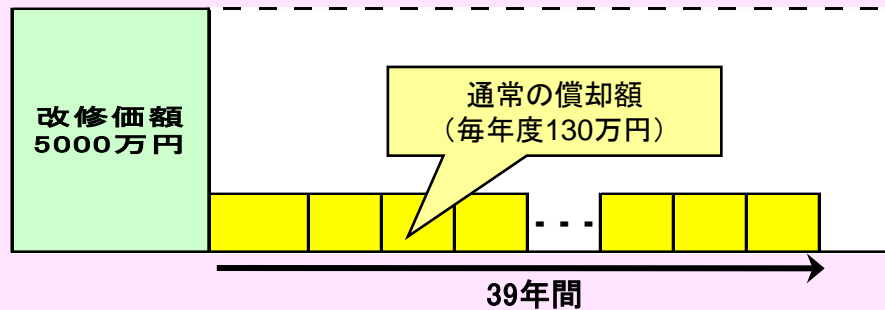
療養病床の転換に係る特別償却制度

特別償却制度の具体的なイメージ

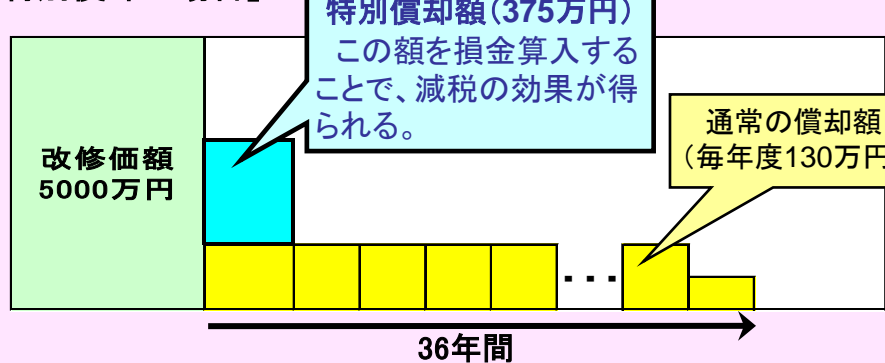
(例: 改修額5,000万円の場合)

- 改修年度において、通常の償却額に特別償却額375万円を上乗せすることが可能となり、税負担を軽減。
- 償却期間が短くなる(39年→36年)ことで、投下資本の早期回収を図ることが可能。

【通常の償却の場合】



【特別償却の場合】



生命保険料控除の改組 (所得税、個人住民税)

内容

- 生命保険契約等のうち介護(費用)保障又は医療(費用)保障を内容とする主契約又は特約に係る保険料等について、**現行の一般生命保険料控除と別枠で、所得控除「介護医療保険料控除」を創設する。**
- 「介護医療保険料控除」の控除限度額は所得税4万円、個人住民税2万8千円。
- 「介護医療保険料控除」の創設に伴い、現行の「一般生命保険料控除」と「個人年金保険料控除」の控除限度額については、所得税4万円、個人住民税2万8千円(現行、所得税5万円、個人住民税3万5千円)とされた。
- 所得控除限度額の合計は、所得税12万円、個人住民税7万円の合計19万円となった。**(現行の所得税10万円、個人住民税7万円の合計17万円から引き上げ)
- 以上の見直しについては、平成22年度改正において法制上の措置を講じ、平成24年1月以後に締結した生命保険契約等から適用する。

現行

控除合計額 所得税10万円・個人住民税7万円

生命保険料控除

所得税5万円
個人住民税3万5千円

- ・死亡保険
- ・介護保険
- ・医療保険

個人年金保険料控除

所得税5万円
個人住民税3万5千円

- ・個人年金保険

改組後

控除合計額 所得税12万円・個人住民税7万円

新設

一般生命保険料控除

所得税4万円
個人住民税2万8千円

- ・死亡保険

介護医療保険料控除

所得税4万円
個人住民税2万8千円

- ・介護保険
- ・医療保険

個人年金保険料控除

所得税4万円
個人住民税2万8千円

- ・個人年金保険

住宅に係るバリアフリー改修促進税制の期間延長（所得税）

高齢者・障害者等やその同居家族が、バリアフリー改修工事を含む増改築等の工事を行った場合に、工事費用に係る借入金の一定割合（*）を税額控除できる**バリアフリー改修促進税制**について、その適用期間を5年間延長する。（～平成25年12月31日）

（*）税額控除できる借入金の一定割合

（1）バリアフリー改修工事に係る借入金（200万円まで）：年末残高の2%を5年間税額控除

（2）（1）以外の増改築等に係る借入金：年末残高の1%を5年間税額控除

ただし、控除対象となる（1）及び（2）における借入金額の上限は、合計1,000万円。

高齢者向け優良賃貸住宅建設促進税制の延長及び拡充（所得税、法人税、固定資産税）

現行の**高齢者向け優良賃貸住宅建設促進税制**について、**所得税及び法人税の割増償却の特例措置を延長及び拡充（*1）し、固定資産税の減額の特例措置について拡充（*2）する。**

（*1）所得税・法人税の特例措置の延長・拡充

（1）高齢者向け優良賃貸住宅の建設に係る割増償却の特例措置の適用期限を2年間延長。（平成23年3月31日）

20%の割増償却（耐用年数35年以上のものは28%）

（2）生活支援施設付き高齢者向け優良賃貸住宅について、割増償却の特例措置を拡充。

40%の割増償却（耐用年数35年以上のものは55%）

（*2）固定資産税の特例措置の拡充

生活支援施設付き高齢者向け優良賃貸住宅も固定資産税の減額対象に加える（5年間1/3に減額）。

生活支援施設付き高齢者向け優良賃貸住宅のイメージ

バリアフリー仕様の住宅

生活支援サービスを提供



入居者がだんらんする共用スペース

入居者の生活を支援するサービスの提供



高齢者のリハビリを実施できる共同施設

内容

- ◆ 障害者のスポーツを通じた社会参加などを支援するため、2008年の北京大会よりパラリンピック競技大会メダリストに対する報奨金(※)を創設。



※ 財団法人日本障害者スポーツ協会から交付

【金メダル: 100万円、銀メダル: 70万円、銅メダル: 50万円】

- ◆ これを受け、障害者の社会参加などを支援する報奨金の趣旨が損なわれないよう、パラリンピック競技大会メダリストに対する報奨金については、**所得税(国税)と個人住民税(地方税)を非課税**とする。

具体例

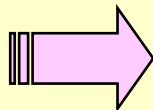
【例】金メダリスト(報奨金100万円)の場合

(非課税措置前)

15万円

85万円

(手元に残る金額)



(非課税措置後)

100万円

(手元に残る金額)

※ 報奨金の額がそのまま手元に残り、障害者の社会参加の支援など報奨金の趣旨が活かされる。

※所得税・個人住民税が15%の場合



生活衛生関係営業関連の税制 (所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税)

生活衛生関係業者等の基盤強化税制

- ◆ 理美容業、クリーニング業、飲食店業者等の取得する機械・装置及び器具・備品について、特別償却(30%)又は税額控除(7%)を講じている措置の延長。(～平成23年3月31日)

➡ 設備投資を積極的に進めることができる。

共同利用施設の特別償却

- ◆ 生活衛生同業組合等が策定する振興計画に基づく共同利用施設について、特別償却(8%)を講じている措置の延長。(～平成23年3月31日)

・共同冷凍庫 ・共同保管庫 ・研修施設 等

➡ 事業の共同化、協業化により生産性の向上が図られる。

- 財政基盤の強化・安定
- 営業施設の衛生水準の向上
- 経営の改善、成長力の促進

その他の生活衛生関係同業組合等への支援

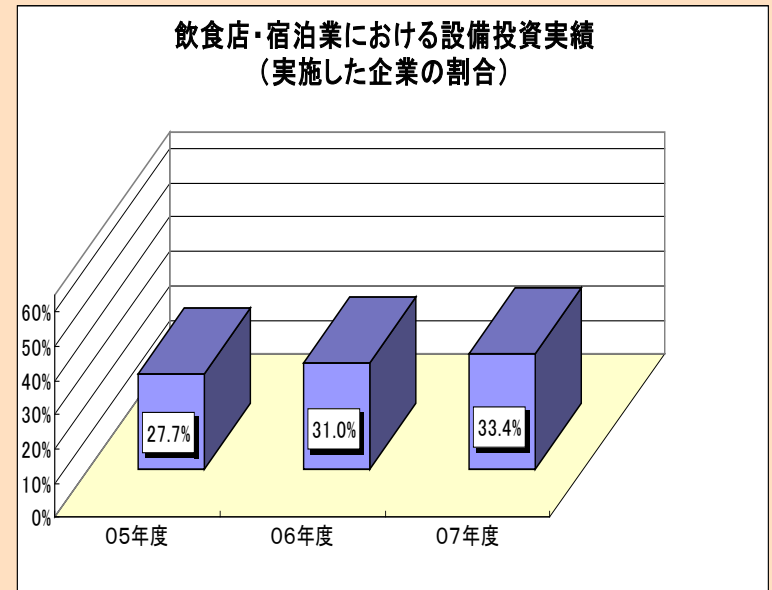
- ◆ 組合等の各事業年度における留保所得について、32%まで損金算入する特例措置の延長(～平成23年3月31日)

➡ 内部留保の充実を通じて、組合事業の健全性が確保される。

- ◆ 組合等の貸倒引当金の繰入限度額を16%割増して損金算入する特例措置の延長(～平成23年3月31日)

➡ 売掛金等の貸倒リスクに対応し、組合の事業活動を推進する。

飲食店等における設備投資実施割合は3割超、上昇傾向がみられる



2007小企業の設備投資動向調査(国民生活金融公庫)

海外子会社利益の国内還流のための国際租税改革（法人税等）

内容

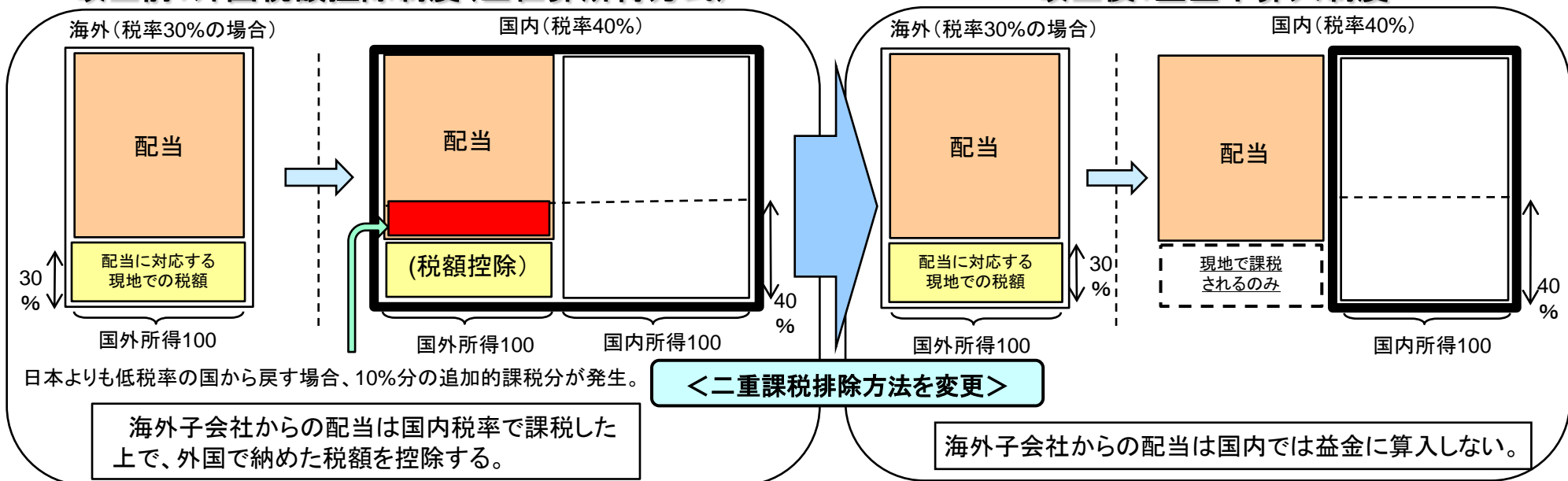
- 国際展開するわが国企業が獲得する海外子会社の利益について、税制に左右されずに、必要な時期に必要な金額を国内へ戻すことが可能となるよう、国際租税制度を整備。
(国際展開する我が国企業(製薬会社を含む)についても、海外子会社から受け取る配当金について、益金不算入制度を導入。)
- 国内に還流する利益が、設備投資・研究開発・雇用等幅広く多様な分野で用いられ、わが国経済の活力向上につながることを期待される。

改正の概要

海外子会社からの配当について、外国税額控除制度に代えて、益金不算入制度を恒久措置として創設する。

改正前:外国税額控除制度(全世界所得方式)

改正後:益金不算入制度



○企業の経営戦略・配当政策に関する制度的障害の除去(中立性確保)

○制度の簡素化・事務負担の大幅軽減